

◆ 認定後の流れ

自動車運転代行業者

警察署経由

記載事項
変更
(法第8条第1項)

認定証
再交付
(法第5条第5項)

認定証
返納
(法第9条第1、2項)

(法第8条第2項)

(法第9条第3項)

国土交通大臣に通知

公安委員会

業務の適正な運営が
害されるおそれ

業務の適正な運営が
著しく害されるおそれ

法の指示
(法第22条)

違反

営業停止命令
(法第23条、政令第5条)

国土交通大臣に通知
(法第23条第2項)

違反

認定取消し
(法第7条)

それでも営む場合...

営業廃止命令
(法第24条)

- 偽りその他不正の手段により認定取得
- 欠格事項に該当
- 正当な事由なく、認定後6か月以内に営業を開始しない
- 正当な事由なく、6か月以上営業を休止
- 3か月以上所在不明